

知っていますか？

大分市小規模特認校制度

小規模特認校制度の趣旨と目的

緑豊かな自然環境に恵まれる小規模校で、心身のすこやかな成長を図り、体力づくりを目指すとともに、自然に触れる中で豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する保護者・児童に、一定の条件を付し、特別に入学(転学)を認めるもので、大分市では平成10年度からスタートした制度です。

緑豊かな 自然環境に 恵まれる小規模校

そんな学校で学んでみませんか？

小学校

- ・神崎(かんざき)小学校(市内西部) 電話 097-536-2325
- ・上戸次小学校(市内南部) 電話 097-596-1101

- ・神崎(こうざき)小中学校(市内東部)※1学年～6学年まで 電話 097-576-0004

中学校

- ・竹中中学校(市内南部) 電話 097-597-0187

◆問い合わせ先◆
各学校 または
児童生徒支援課(097-537-5903)

小規模特認校入学(転学)の考え方

児童生徒の学校指定は、教育委員会が定めた通学区域により学校を指定しますが、小規模特認校制度は、保護者がこの制度の趣旨と目的に従い、小規模校の有する特色ある環境の中で児童に教育を受けさせたいという場合に限定されるものです。

したがって、保護者が入学(転学)を希望する場合は、別に定めた入学(転学)条件について十分理解したうえで、大分市教育委員会の指定する学校に限り、入学(転学)を認める制度です。

各学校について



かんざき 神崎小学校(市内西部)

連絡先：(097-536-2325)
所在地：大分市大字神崎1798番地



別府湾を望む高崎山のふもとにあります。「田/浦ピーチでのカヌー体験」や「びわの収穫体験」に取り組み、校区合同での行事を通じた地域とのつながりが魅力です。



保護者の声

豊かな自然で、一人一人を見つめ、個性を伸ばしてくれるので、うれしいです。

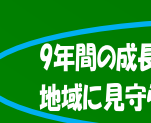


こうざき(※1～6年生のみ対象です。) 神崎小中学校(市内東部)

連絡先：(097-576-0004)
所在地：大分市大字本神崎945番地の2



「ウミガメの産卵」が見られる神崎海岸をはじめ、豊かな自然の中にあり、1年生から9年生までの行事、ボランティア活動を通し、9年間を見通した教育活動が魅力です。



保護者の声

9年間の成長を日々感じることができ、地域に見守られ優しい心が育っています。



かみへつぎ 上戸次小学校(市内南部)

連絡先：(097-596-1101)
所在地：大分市大字瑞登1792番地



「大野川でのどんこ釣り大会」「稲作・野菜作り体験」など自然を活かした教育活動に取り組んでいます。また児童育成クラブもあり、放課後の時間も安心です。



保護者の声

上級生が下級生に優しく、先生方の目が行き届いています。



たけなか 竹中中学校(市内南部)

連絡先：(097-597-0187)
所在地：大分市大字竹中3621番地



オンリーワン・ナンバーワンを目指し、一人一人が100%個性を発揮している様々な活動にチャレンジしています。小学校や地域とのつながりを大切に各種行事に協働して取り組んでいます。



保護者の声

一人一人に活躍の場があります。また、7時間目の授業で基礎力をUPさせてくれて親としてありがたいです。

小規模特認校への入学(転学)の流れ

① 在籍学校長及び小規模特認校長と面談

※新入学及び大分市立学校以外から転学の場合は小規模特認校長のみ



小規模特認校へ転校するには、現在通っている学校と小規模特認校の両校の校長と面談する必要があります。※新入学児や大分市立以外の学校から転学の場合は、在籍学校長との面談は不要です。

② 教育委員会へ学区外就学許可申請



小規模特認校への就学は、学区外就学となります。面談が済んだら、大分市教育委員会児童生徒支援課にて学区外就学許可申請をしてください。申請には「本人確認書類」が必要になります。

③ 入学(転学)



入学(転学)には、様々な手続きがあります。詳しくは、在籍校及び小規模特認校の指示に従ってください。不明な点などあれば児童生徒支援課へお問い合わせください。

入学(転学)の条件

1. 校長意見書

① 在籍校長の意見書

小規模特認校への転学が適当か、趣旨に沿ったものであるか等、在籍校長の意見書が必要です。ただし、入学前の児童、市外からの転入者または市立学校以外の在籍者で、小規模特認校への入学(転学)を希望する者については不要です。

② 小規模特認校長の意見書

保護者及び児童生徒は、希望する特認校において校長の面接を受け、児童生徒の健康、通学時の安全、通学上の条件、保護者の協力等、入学(転学)希望が小規模特認校制度の趣旨等に沿ったものであるか、校長意見書が必要です。

2. 通学上の条件

- ① 自宅から学校まで片道の通学時間は、約1時間以内を目安とします。
- ② 原則として、自力通学できる児童生徒に限ります。

3. 定員

各学年とも既存在籍者を含め1学級以内とします。

4. 保護者の協力

登下校における安全の確保、その他学校の教育活動等に対する協力が必要です。

5. 在籍期間について

概ね1年間以上の通年通学に限ります。

6. 入学(転学)の取り消し

入学(転学)を許可した後、虚偽の申請又は、小規模特認校の趣旨・目的に合わない事由が生じ、支障があると認められるときは、入学(転学)の取り消すことがあります。

7. その他

小規模特認校区の中学校進学を許可します。

申請手続きについて

来年度新1年生の場合

1月中旬に大分市教育委員会から指定校が記載された入学通知書を送付します。申請手続き前に小規模特認校で校長の面談を受け、了解を得た上で、入学通知書と本人確認書類を持参して児童生徒支援課へ申請してください。なお、竹中中学校へ新入学を希望する者(市外からの転入者及び市立学校以外の在籍者を除く。)は、在籍学校長の意見書を必要とします

在籍児童生徒の場合

在籍小・中学校、小規模特認校で校長の面談を受け、両校が了解を得た上で、本人確認書類を持参して児童生徒支援課へ申請してください。ただし、市外からの転入者または市立小・中学校以外の在籍者については、在籍学校長との面談は不要です。